

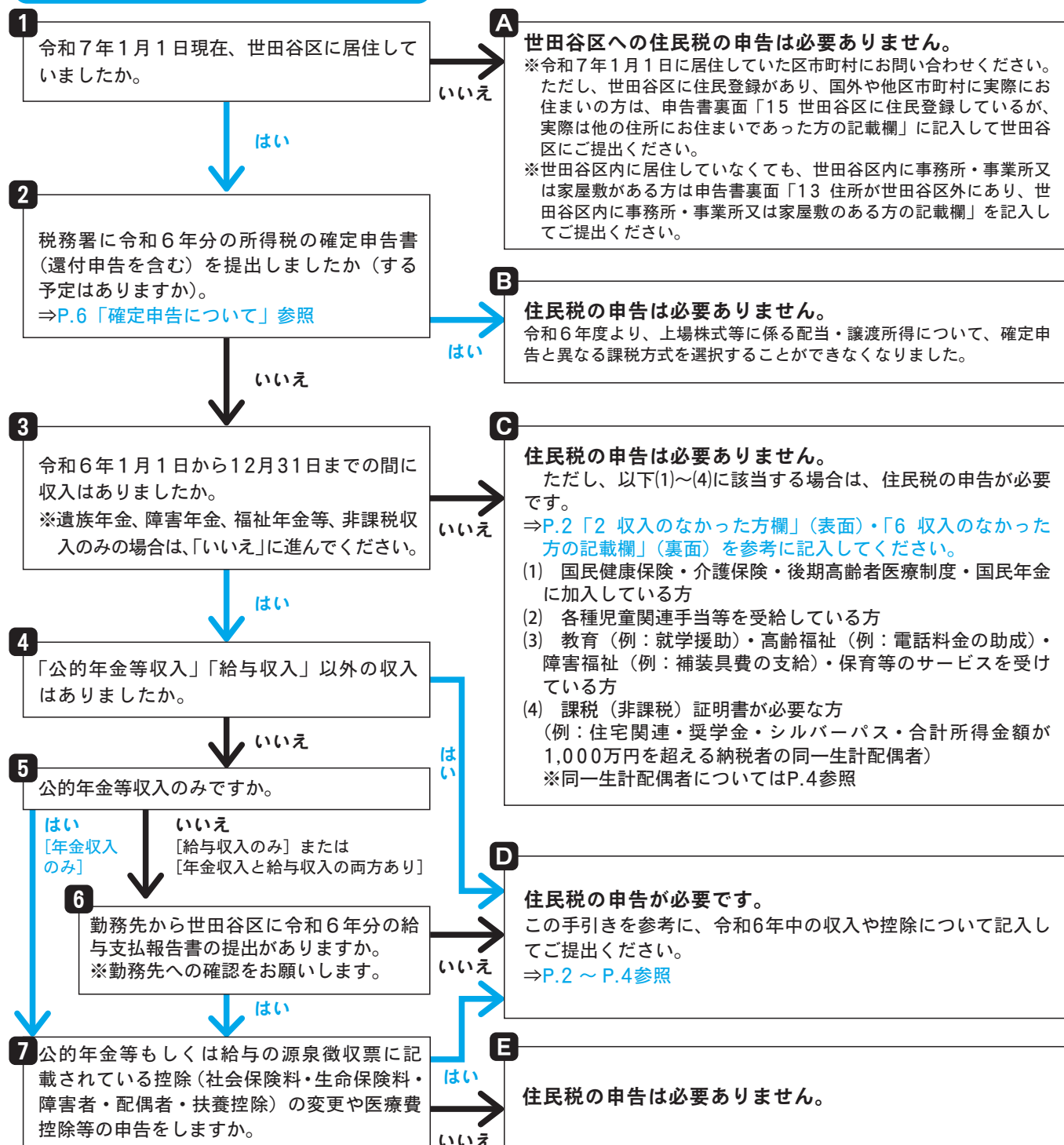
令和7年度 特別区民税・都民税申告の手引き

申告書の提出期限は **令和7年3月17日(月)** です

※この申告書が届き次第、ご提出いただけます。

特別区民税・都民税（以下、住民税）は、その年の1月1日現在に住所があった区市町村で、前年中（1月1日から12月31日まで）の所得に基づいて課税される税金です。この申告書は、前年に提出された方等にお送りしています。

住民税申告書提出の要否判定



上記判定により申告の必要な方は、次ページ以降をご確認のうえ、特別区民税・都民税申告書をご提出ください。なお、「申告に必要なもの」や「申告書の提出方法」については、P.6をご覧ください。

申告書の記入方法

《必須項目》

申告書上部の太枠の中に、現在の住所・氏名・個人番号（マイナンバー）・電話番号等を必ずご記入ください。

※区があらかじめ印字した現住所が異なる場合は、訂正してください。

「1 収入金額・必要経費」欄（表面）

下表及びP.3の記入例を参考に、令和6年中の収入金額・必要経費など必要事項をご記入ください。

給与収入	会社などにお勤めの方（パート、アルバイト、日雇いを含む）が支払いを受ける給与・賃金・賞などによる収入 ※源泉徴収票の支払金額を記入してください。源泉徴収票をお持ちでない場合は、裏面8「給与明細書」もご記入ください。
所得計算方法	P.7表1「給与所得の計算式」により計算されます。
雑収入（公的年金等）	国民年金、厚生年金などによる収入 ※遺族年金、障害年金、福祉年金は課税の対象にはなりません。
所得計算方法	P.7表2「公的年金等雑所得の計算式」により計算されます。
雑収入（業務）	原稿料、印税、講演料又は食料品の配達などの副収入による収入
必要経費	原稿用紙、調査研究費など（詳細については申告書裏面9にご記入ください。）
雑収入（その他）	生命保険の私的年金など他に属さない収入
必要経費	私的年金に対する掛金など（私的年金等掛金は明細書添付、なければ申告書裏面9にご記入ください。）
営業等収入	小売業、卸売業、製造業、サービス業、自由職業（医師・作家・弁護士・保険外交員など）、畜産業、漁業などによる収入
必要経費	商品の原価、租税公課、地代・家賃、減価償却費、事業専従者の給与など、総収入金額を得るために直接要した費用 ※家内労働者等は、給与所得控除と合わせて55万円の必要経費が認められます。（詳細については、申告書裏面9にご記入ください。）
不動産収入	家賃・地代などの不動産の貸付による収入（事業所得または譲渡所得に該当するものは除く）
必要経費	修繕費、減価償却費、固定資産税など（詳細については、申告書裏面9にご記入ください。）
配当収入	株式会社などの法人から受ける利益の配当・剰余金の分配などによる収入
必要経費	株式などを取得するための借入金の利子（詳細については、申告書裏面10にご記入ください。）
譲渡収入	ゴルフ会員権・貴金属・骨董品などの資産を譲渡したことによる収入
必要経費	資産の取得費、譲渡にかかった費用など
一時収入	競馬・競輪の払戻金、クイズの当選金、生命保険の満期受取金など一時的な収入
必要経費	収入を得るためにかかった費用など
農業収入	米、野菜などの栽培や生産、または農家が兼営する家畜などの育成、肥育、採卵や酪農品の生産などの事業から生ずる収入
必要経費	種苗代、肥料代、防虫費、飼料費、雇人費など
利子収入	公社債、預貯金の利子などによる収入

「2 収入のなかった方」欄（表面）・「6 収入のなかった方の記載欄」（裏面）

令和6年中に収入のなかった方は、申告書表面「2 収入のなかった方」欄のチェックボックスにチェック☑したうえで、申告書裏面「6 収入のなかった方の記載欄」に該当事項をご記入ください。

また、該当する場合には、申告書表面の「配偶者」・「扶養親族」・「本人に関する控除」欄もご記入ください。

「5 給与、公的年金等以外の所得に係る特別区民税・都民税の納税方法」欄（表面）

希望される納税方法の☐欄に✓を記入してください。

※ただし、給与所得者や年金所得者の方は、個人の申し出により徴収区分を選択することができない場合があります。

「7 別居の配偶者・扶養親族」欄（裏面）

国外居住親族について、扶養親族等を申告する場合には、下表のとおり、対象に応じてその親族に係る必要書類を添付または提示する必要があります。

対象者		添付または提示が必要な書類			
		親族関係書類	送金関係書類	留学ビザ等書類	翻訳文
配偶者		○	○	—	外国語で書かれている場合は日本語訳が必要
扶養親族（配偶者以外）	29歳以下または70歳以上	○	○	—	
	下記①から③に該当する方				
	①留学により非居住になった方	○	○	○	
	②障害者控除に該当する方	○	○	—	
	③申告する納税義務者から、前年における生活費または教育費に充てるための支払いを38万以上受けていた方	○	○	—	
	※ 送金関係書類は親族ごとに38万円以上必要		※		

「8 給与明細書」欄（裏面）

給与収入はあるが源泉徴収票がない場合、勤務先ごと、月ごとの収入金額をご記入ください。

「9 雑・営業等・不動産所得の計算書」欄（裏面）

収入及び必要経費の内訳をご記入ください。

「10 配当所得の記載欄」・「11 株式譲渡（上場分・一般分）、先物取引所得の記載欄」（裏面）

株式等に係る配当所得・譲渡所得、先物取引所得を申告する場合は、10・11をご記入ください。

※ その他の記入方法については、課税課までお問い合わせください。（P.6「問い合わせ先」参照）

(記入例1) 収入のあった方

表面

特別区民税・都民税 申告書 (前年の1月1日～12月31日の収入・控除)

令和7年度

区長 あて 令和 年 月 日提出

1月1日の住所	世田谷4-21-27	電話番号	(自宅)・勤務先・携帯 03 - 5432 - 1111
現住所	同上	職業	会社員
フリガナ	セタガヤ タロウ	フリガナ	セタガヤ タロウ
氏名	世田谷 太郎	氏名	世田谷 太郎
個人番号	11111111111111111111	ご署名ください	世田谷 太郎
生年月日	明・大・昭・平・令 33 年 11 月 27 日生	世帯主の氏名	続柄 本人
本人確認 (区処理欄)	1点 番号カード・免許証・保険証・年金手帳・旅券・障害者手帳・在留カード・他 () 2点 学生証・公共料金領収証・戸籍謄本・整理番号印字の申告書・他 () 3点 通帳・キャッシュカード・クレジットカード・シルバーパス・他 ()	整理番号	
		番号確認 (区処理欄)	番号カード・住民票の写し・通知カード

1

1 収入金額・必要経費	給与	① 800,000 円	特定支出	円
	公的年金等	② 3,800,000 円	※遺族年金・障害年金・福祉年金は記入せず、裏面6の③にご記入ください。	円
	雑業	円	※雑収入(業務・その他)、営業等収入又は不動産収入があった方は、裏面9もご記入ください。	円
	その他	円	※配当収入があった方は、裏面10もご記入ください。	円
	営業等	円	特別控除	円
	不動産	円		円
	配当	円		円
総合譲渡(短期・長期)・一時(該当に○)	円		円	
農業・利子(該当に○)	円		円	

※上記以外に、株式等譲渡(上場分・一般分)、先物取引、山林、退職又は分離譲渡(短期・長期)の収入があった方は、裏面にご記入ください。

2

2 収入のなかった方	チェック ☒ してください → ☐ 裏面6にご記入ください。また、該当する場合には、表面3の「配偶者」欄、「扶養親族(配偶者以外)」欄及び「本人」に関する控除欄についてもご記入ください。
------------	--

3

3 所得から差し引かれる金額	雑損控除	損害金額	補てんされる金額	災害関連支出額	円
	(証明書添付)	円	円	円	
	医療費控除	167,045 円	補てんされる金額(ロ)	26,500 円	140,545 円
	(明細書添付)	円	円	円	
	※領収書不可				
	特例	セルフメディケーション税制を選択する場合は、チェック ☒ してください。→			
	国民健康保険	後期高齢者医療保険	国民年金(証明書添付)		
	介護保険	源泉徴収票に記載の社会保険料	()		
	社会保険料控除	39,660 円	円	159,600 円	
	小規模企業共済等掛金控除	23,700 円	円		
(証明書添付)					
新生命保険料	円	旧生命保険料(9千円以下証明書不要)	円	介護医療保険料	円
生命保険料控除	55,000 円	円	54,000 円	40,000 円	
(証明書添付)					
新個人年金保険料	円	旧個人年金保険料	円		
地震保険料控除	100,000 円	円	200,000 円		
(証明書添付)					
地震保険料	10,000 円	円	4,000 円		
配偶者	氏名 世田谷 千歳	生年月日 明・大・昭・平 30 . 9 . 4	障害者控除	円	
(配偶者控除)	個人番号(マイナンバー) 22222222222222222222	障害者控除	円		
配偶者特別控除	収入の有無 (有)・あり(下欄もご記入ください。)	※裏面7もご記入ください。			
同一生計配偶者	給与収入	年金収入	円	円	円
(配偶者控除)					
氏名	続柄	生年月日	年少(チェック)	個人番号(マイナンバー)	障害者控除
世田谷 桜	子	明・大・昭・平・令 54 . 5 . 6	☐	3333333333333333	身・精・知・他 級(度)
烏山 玉子	妻の母	明・大・昭・平・令 4 . 6 . 30	☐	4444444444444444	身・精・知・他 級(度)
世田谷 羽根	子の子	明・大・昭・平・令 26 . 5 . 5	☒	5555555555555555	身・精・知・他 級(度)
			☐		身・精・知・他 級(度)
関本	寡ひとり親控除	事由 [死別・離婚・生死不明・未帰還]	・ひとり親		
除に	障害者控除	身・精・知・他 級(度)			
	勤(労働)学(学生)生(添付)	学校名	学年	年在学	

5

4 寄附金に関する事項	都道府県・市区町村交付(ふるさと納税(特別控除対象外)・災害義援金)(証明書添付)	円
	住所地共同募金会、日本赤十字、都道府県・市区町村分(特別控除対象以外)(証明書添付)	円
	東 京 都(証明書添付)	円
	条 例 指 定 分 世 田 谷 区(証明書添付)	円
5 給与、公的年金等以外の所得に係る特別区民税・都民税の納税方法	給与・年金からの差し引き (特別徴収) ☐ ・ 自分で納付 (普通徴収) ☐	

4

(記入例2) 収入のなかった方

裏面

6

6 収入のなかった方の記載欄	収入のなかった方でも、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度、国民年金、児童関連手当、保育関連助成金等の保険料算定や資格審査の資料とするため、また非課税証明書の発行のために必要ですので、該当の項目に記入のうえご提出ください。
① 次の者から扶養又は援助を受けていた。	
住所	山梨県甲府市丸の内8丁目88番8号
電話番号	098-765-4321
氏名	碓 元男
続柄	父
② 雇用保険(失業保険)・労災保険等の給付を受けていた。	年 月 日 から 年 月 日まで
③ 遺族年金・障害年金・福祉年金を受けていた。(該当に○)	遺族年金 ・ 障害年金 ・ 福祉年金
④ 生活保護法による生活扶助を受けていた(いる)。	年 月 日 から 年 月 日まで(受給中)
⑤ その他(生計手段について具体的に記入してください。例:預貯金の取り崩し等)	

「3 所得から差し引かれる金額」欄（表面）

下表及びP.3の記入例を参考に、令和6年中の各種控除に関する支払金額など必要事項をご記入ください。

雑損控除		災害や盗難などで住宅や家財に損害を受けた場合や、災害に関連してやむを得ない支出をした場合 (被害の証明書、損失額の明細書原本が必要)
	控除額	次のいずれか多い方の金額 ①(損害額－保険金等による補てん額)－総所得金額等の1／10 ②災害関連支出の金額－5万円
医療費控除		納税者本人や生計を一にする親族の医療費を支払った場合 (「医療費控除の明細書」又は「医療費通知」が必要 ※令和3年度より領収書不可。P.6「住民税の申告に必要なもの」参照) ※通常の医療費控除と医療費控除の特例(セルフメディケーション)のいずれか一方が適用されます。 特例を選択する場合には「特例」欄のチェックボックスにチェック☑してください。
	控除額	通常 (支払った医療費－保険金等による補てん額)－{所得金額合計の5％(10万円を限度)} 限度額200万円 特例 (支払った特定一般用医薬品等の購入費－保険金等による補てん額)－12,000円 限度額88,000円 ※詳細は、添付書類台紙裏面を参照してください。
社会保険料控除		国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、雇用保険料などの社会保険料を支払った場合 (国民年金保険料は支払額の証明書原本が必要)
	控除額	支払った保険料などの全額
小規模企業共済等掛金控除		小規模企業共済や確定拠出年金、心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合 (証明書原本が必要)
	控除額	支払った掛金などの全額
生命保険料控除		一般生命保険料、個人年金保険料や介護医療保険料を支払った場合 (証明書原本が必要。ただし、旧契約(P.7表4参照)の一般生命保険料の金額が9千円以下の場合は不要)
	控除額	P.7表3・4「「新契約」・「旧契約」に係る生命保険料控除の計算式」により計算した額
地震保険料控除		地震保険契約や、旧長期損害保険契約の保険料を支払った場合 (控除証明書原本が必要)
	控除額	P.7表5「地震保険料控除の計算式」により計算した額
配偶者控除		納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合
	控除額	P.7表6「配偶者控除・扶養控除」の控除額
配偶者特別控除		納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合
	控除額	P.8表7「配偶者特別控除」の控除額
同一生計配偶者		納税者本人と生計を一にする、合計所得金額が48万円以下の配偶者。該当する場合は配偶者欄に必要事項をご記入ください。なお、納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除の適用はできませんが、配偶者が障害者に該当する場合は障害者控除のみ適用ができます。
扶養親族 (配偶者以外)		納税者本人と生計を一にする親族で、合計所得金額が48万円以下の方。扶養親族が16歳以上の場合、控除対象となります。16歳未満(年少扶養)の場合、控除対象外ですが、住民税の非課税判定や児童関連手当の資格審査等に必要となるため、必要事項をご記入のうえ「年少(チェック)」にチェック☑してください。
	控除額	P.7表6「配偶者控除・扶養控除」の控除額
寡婦控除 ひとり親控除		寡婦(配偶者と死別・離別された後婚姻されていない方、配偶者の生死が不明な方)やひとり親(婚姻歴にかかわらずひとり親で生計を一にする子がいる方)に該当する場合 ※P.8表8「寡婦控除・ひとり親控除の判定要件」を確認のうえ、寡婦またはひとり親いずれか1つを選択してください。
	控除額	寡婦26万円【ひとり親30万円】
障害者控除		納税者本人または扶養する親族(16歳未満、同一生計配偶者を含む)が障害者である場合 ※「特別・その他」の種別を選択してください。また、手帳等の種類を選択し、その等級(度)をご記入ください。 ・特別障害者…身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級などの方 ・手帳等の種類…「身」：身体障害者手帳、「精」：精神保健福祉手帳、「知」：愛の手帳、「他」：左記以外 ※障害者手帳をお持ちでない方も、障害者控除対象者認定書の交付を受けていれば対象になります。 (認定書原本が必要) (対象者の方が世田谷区にお住まいの場合は、各総合支所保健福祉課にお問い合わせください。)
	控除額	26万円【特別障害者30万円、同居特別障害者(特別障害者に該当する方と同居している場合)53万円】
勤労学生控除		納税者本人が学生などで給与所得等があり、合計所得金額75万円以下で、そのうち勤労によらない所得金額(不動産所得など)が10万円以下の場合 (大学等学校教育法に規定する学校は在学証明書原本または学生証のコピーが必要。専修学校または各種学校等は在学証明書原本が必要)
	控除額	26万円
基礎控除		合計所得金額に応じて求められる控除
	控除額	P.8表9「基礎控除」の控除額

※配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者・扶養親族は、同じ人について2人以上の方が重複して申告することはできません。

「4 寄附金に関する事項」欄

令和6年中に下記(1)～(4)のいずれかに寄附をした場合、寄附金税額控除の適用を受けることができます。

(受領証原本が必要。ただし、ふるさと納税の場合は寄附金控除に関する証明書でも可。)

(1)都道府県・区市町村に対する寄附金〔ふるさと納税(特例控除対象)、災害義援金〕

(2)住所地の共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金、都道府県・区市町村に対する寄附金(特例控除対象以外)

(3)東京都が条例で指定する団体に対する寄附金

(4)世田谷区が条例で指定する団体に対する寄附金

※詳しくは世田谷区ホームページ <https://www.city.setagaya.lg.jp/> をご覧ください。 世田谷区 寄附金控除 

※確定申告や住民税申告をされる方は、寄附金税額控除に係る申告特例申請(ワンストップ特例申請)が適用されませんので、改めて寄附金税額控除も申告してください。

申告書(控)

(お手元の控としてご利用ください。)

住所

氏名

控

『受付証』が必要な方

『受付証』に住所・氏名をご記入のうえ、切り取って申告書と一緒に提出してください。

郵送で申告書を提出される方は『受付証』と返信用封筒(切手を貼付しご本人の宛先・宛名を記入したもの)を同封してください。これらが同封されている場合には受付印を押印した『受付証』をご返送します。



受付

令和7年度特別区民税・都民税申告書受付証

住所

氏名

様

世田谷区役所 課税課

〒154-8554 世田谷区世田谷4-21-27
第2庁舎1階 1番窓口

(表面)

1 収入金額・必要経費	給与	④	収入金額	特定支出	必要経費
	公的年金等	⑤	円	円	円
	雑業	⑥	円	円	円
	その他	⑦	円	円	円
	営業等	⑧	円	円	円
	不動産	⑨	円	円	円
2 収入のなかった方	総合課税(短期・長期)・一時(該当に○)	⑩	円	円	円
	農業・漁業・林業・畜産業・漁業・林業・畜産業	⑪	円	円	円
	上記以外に、株式等譲渡(上場分・一般分)、先物取引、山林、退職又は分離譲渡(短期・長期)の収入があった方は、裏面に記入してください。	⑫	円	円	円
	雑損(証明書添付)	⑬	円	円	円
	医療費(証明書添付)	⑭	円	円	円
	社会保険料控除(証明書添付)	⑮	円	円	円
3 所得から差し引かれる金額	小規模企業共済等掛金控除(証明書添付)	⑯	円	円	円
	生命保険料控除(証明書添付)	⑰	円	円	円
	地震保険料控除(証明書添付)	⑱	円	円	円
	配偶者控除	⑲	円	円	円
	扶養親族等控除	⑳	円	円	円
	障害者控除	㉑	円	円	円
4 寄附金に関する事項	東 京 都	⑳	円	円	円
	世 田 谷 区	㉑	円	円	円
	給与、公的年金等以外の所得に係る特別区民税・都民税の納税方法	㉒	円	円	円
	給与・年金からの差し引き(特別徴収)	㉓	円	円	円
	自分で納付(普通徴収)	㉔	円	円	円
	収入のなかった方でも、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度、国民年金、児童関連手当、保育関連助成金等の保険料算定や資格審査の資料とするため、また非課税証明書発行のために必要ですので、該当の項目に記入のうえご提出ください。	㉕	円	円	円

(裏面)

6 収入のなかった方の記載欄	収入のなかった方でも、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度、国民年金、児童関連手当、保育関連助成金等の保険料算定や資格審査の資料とするため、また非課税証明書発行のために必要ですので、該当の項目に記入のうえご提出ください。	収入のなかった方でも、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度、国民年金、児童関連手当、保育関連助成金等の保険料算定や資格審査の資料とするため、また非課税証明書発行のために必要ですので、該当の項目に記入のうえご提出ください。
	① 次の者から扶養又は援助を受けていた。	収入のなかった方でも、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度、国民年金、児童関連手当、保育関連助成金等の保険料算定や資格審査の資料とするため、また非課税証明書発行のために必要ですので、該当の項目に記入のうえご提出ください。
	住所	電話番号
	氏名	続柄
	② 雇用保険(失業保険)・労災保険等の給付を受けていた。	収入のなかった方でも、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度、国民年金、児童関連手当、保育関連助成金等の保険料算定や資格審査の資料とするため、また非課税証明書発行のために必要ですので、該当の項目に記入のうえご提出ください。
	③ 遺族年金・障害年金・福祉年金を受けていた。(該当に○)	収入のなかった方でも、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度、国民年金、児童関連手当、保育関連助成金等の保険料算定や資格審査の資料とするため、また非課税証明書発行のために必要ですので、該当の項目に記入のうえご提出ください。

住民税の申告に必要なもの

- ①特別区民税・都民税申告書
- ②本人確認及び個人番号確認に必要な書類 ※郵送の場合、コピー可
 【個人番号確認】次のいずれか1点（個人番号カード、個人番号記載の住民票の写し、通知カード）
 【本人確認】1点で確認可能なもの（個人番号カード、運転免許証、健康保険証、年金手帳、旅券、障害者手帳、在留カードなど）
 2点で確認可能なもの（学生証、公共料金領収証、戸籍謄本、氏名等印字済の申告書、社員証など）
 3点で確認可能なもの（通帳、キャッシュカード、クレジットカード、シルバーパスなど）
- ③収入に関する書類 ※源泉徴収票や支払調書など
- ④控除に関する書類 ※証明書や認定書など。詳しくはP.4をご確認ください。収入のなかった方は必要ありません。
 [添付書類について]
 必ず「添付書類台紙」(水色)に貼って提出してください。
 ※医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」(「添付書類台紙」裏面)又は「医療費通知」を添付してください。令和3年度より医療費の領収書では医療費控除は適用できないため、領収書は添付不要です。「医療費控除の明細書」に係る領収書は、後日提示をお願いする場合がありますので5年間保管してください。「医療費通知」とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の項目が記載されたものをいいます。
 ①被保険者等の氏名 ②医療を受けた年月 ③医療を受けた者 ④医療を受けた病院・薬局などの名称
 ⑤支払った医療費の額 ⑥保険者等の名前

住民税の申告書の提出方法

添付書類と一緒に、同封の返信用封筒で区役所課税課までご郵送ください(電子申告には対応しておりません)。申告書の提出は、最寄りの各総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター(※)でも受け付けています。課税課以外の窓口での受付は、令和7年3月17日(月)までです。なお、ご相談がある場合は、課税課(下記「問い合わせ先」)までご連絡ください。

※以下のまちづくりセンターに関しては、併設の出張所または、くみん窓口へご提出ください。
 太子堂、経堂、北沢、等々力、用賀、二子玉川、成城、烏山

例年、申告時期は窓口が大変混み合います。ご質問等がある場合は電話をご利用いただき、郵送でご提出ください。

問い合わせ先

世田谷区役所 課税課 〒154-8554 世田谷区世田谷4-21-27

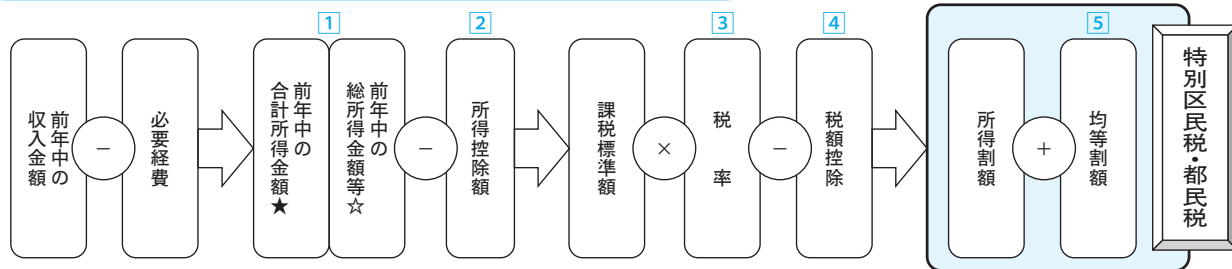
お住まいの地域	池尻(1～3丁目、4丁目1～32番)、上馬、経堂、駒沢(1～2丁目)、桜、桜丘、三軒茶屋、下馬、世田谷、太子堂、弦巻、野沢、三宿、宮坂、若林	赤堤、池尻(4丁目33～39番)、宇奈根、梅丘、大蔵、大原、岡本、鎌田、北沢、喜多見、砧、砧公園、豪徳寺、桜上水、成城、祖師谷、代沢、代田、千歳台、羽根木、船橋、松原	奥沢、尾山台、粕谷、上北沢、上祖師谷、上野毛、上用賀、北烏山、給田、駒沢(3～5丁目)、駒沢公園、桜新町、新町、瀬田、玉川、玉川台、玉川田園調布、玉堤、等々力、中町、野毛、八幡山、東玉川、深沢、南烏山、用賀
担当係 電話番号	課税第1係 TEL 03 (5432) 2169	課税第2係 TEL 03 (5432) 2174	課税第3係 TEL 03 (5432) 2184
世田谷区役所 課税課 FAX 03 (5432) 3037			

確定申告について

- 所得税の確定申告については、国税庁ホームページをご覧ください。
 《国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>》
 スマホとマイナンバーカードをご準備の上、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」にアクセスしていただくと、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、申告書の作成・e-Taxによる送信ができます。
 - 申告書作成会場のご案内
 - ・会場：ベルサール渋谷ファースト
 - ・所在地：渋谷区東1-2-20 住友不動産渋谷ファーストタワー2階 ※会場に駐車場及び駐輪場はありません。
 - ・開設期間：令和7年2月17日(月)～3月17日(月) ※土、日及び祝日を除く。ただし、3月2日(日)は開場
 - ・時間：受付は午前8時30分～午後4時(相談開始は午前9時15分)
- ※混雑回避のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。
 入場整理券の配付方法については、国税庁ホームページをご覧ください。

税務署 所在地 電話番号	世田谷税務署 〒154-8523 世田谷区若林4-22-13 世田谷合同庁舎 3階・4階 TEL 03 (6758) 6900	北沢税務署 〒156-8555 世田谷区松原6-13-10 TEL 03 (3322) 3271	玉川税務署 〒158-8601 世田谷区玉川2-1-7 TEL 03 (3700) 4131
管轄地域	池尻、上馬、上祖師谷、喜多見、砧、駒沢1～2丁目、桜、桜丘、三軒茶屋、下馬、成城、世田谷、祖師谷、太子堂、弦巻、野沢、三宿、若林	赤堤、梅丘、大原、粕谷、上北沢、北烏山、北沢、給田、経堂、豪徳寺、桜上水、代沢、代田、千歳台、八幡山、羽根木、船橋、松原、南烏山、宮坂	宇奈根、大蔵、岡本、奥沢、尾山台、鎌田、上野毛、上用賀、砧公園、駒沢3～5丁目、駒沢公園、桜新町、新町、瀬田、玉川、玉川台、玉川田園調布、玉堤、等々力、中町、野毛、東玉川、深沢、用賀

特別区民税・都民税計算の流れ



★合計所得金額とは、損益通算(※)後の各所得金額の合計額をいいます。以下の(ア)～(ウ)の金額で計算します。
 (ア) 申告分離課税所得は、特別控除前の所得金額 (イ) 総合長期譲渡所得と一時所得は、合計額の2分の1の金額
 (ウ) 損失の繰越控除適用前の金額
 ※営業等・不動産・譲渡・山林の各所得金額の計算上生じた損失を一定の順序により他の所得金額から控除すること。
 ☆総所得金額等とは、損益通算後の各所得金額に損失の繰越控除を適用した金額の合計額をいいます。

① 所得計算に関する資料 (P.2 「1 収入金額・必要経費」欄 参照)

表1 給与所得の計算式

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額
1円 ～ 550,999円	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	収入金額 - 55万円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額
1,628,000円 ～ 1,799,999円	(A) × 4 × 60% + 10万円
1,800,000円 ～ 3,599,999円	(A) × 4 × 70% - 8万円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	(A) × 4 × 80% - 44万円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入金額 × 90% - 110万円
8,500,000円 ～	収入金額 - 195万円

※(A)は、給与収入の合計額を「4」で割り、1,000円未満の端数を切り捨てて算出した金額

※下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

① 給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合

ア 本人が特別障害者に該当する。 イ 年齢23未満の扶養親族がいる。 ウ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる。

所得金額調整控除 = (給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%

② 給与所得及び公的年金所得があり、その合計が10万円を超える場合

所得金額調整控除 = (給与所得(10万円を超える場合は10万円) + 公的年金所得(10万円を超える場合は10万円)) - 10万円

※①の控除がある場合は、①の控除後の金額から控除します。

表2 公的年金等雑所得の計算式

受給者が65歳以上(昭和35年1月1日以前に生まれた方)	
公的年金等の収入の合計額(B)	公的年金等雑所得の金額
1円 ～ 1,100,000円	0円
1,100,001円 ～ 3,299,999円	(B) - 1,100,000円
3,300,000円 ～ 4,099,999円	(B) × 75% - 275,000円
4,100,000円 ～ 7,699,999円	(B) × 85% - 685,000円
7,700,000円 ～ 9,999,999円	(B) × 95% - 1,455,000円
10,000,000円 ～	(B) - 1,955,000円

受給者が65歳未満(昭和35年1月2日以降に生まれた方)	
公的年金等の収入の合計額(B)	公的年金等雑所得の金額
1円 ～ 600,000円	0円
600,001円 ～ 1,299,999円	(B) - 600,000円
1,300,000円 ～ 4,099,999円	(B) × 75% - 275,000円
4,100,000円 ～ 7,699,999円	(B) × 85% - 685,000円
7,700,000円 ～ 9,999,999円	(B) × 95% - 1,455,000円
10,000,000円 ～	(B) - 1,955,000円

※(B)は、公的年金等の収入の合計額

① 表2は公的年金等雑所得以外に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合

② 公的年金等雑所得以外に係る合計所得金額が1,000万円1円～2,000万円の場合は、公的年金等雑所得の金額に10万円を加算

③ 公的年金等雑所得以外に係る合計所得金額が2,000万円1円以上の場合は、公的年金等雑所得の金額に20万円を加算

② 所得控除に関する資料 (P.4 「3 所得から差し引かれる金額」欄 参照)

表3 平成24年1月1日以降に締結した保険契約等
 (「新契約」)に係る生命保険料控除の計算式

種類	支払った保険料の合計額	控除額
一般分 個人年金分 介護医療分	12,000円以下	支払った保険料全額
	12,001円～32,000円	(支払額) ÷ 2 + 6,000円
	32,001円～56,000円	(支払額) ÷ 4 + 14,000円
	56,001円以上	28,000円

表4 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等
 (「旧契約」)に係る生命保険料控除の計算式

種類	支払った保険料の合計額	控除額
一般分 個人年金分	15,000円以下	支払った保険料全額
	15,001円～40,000円	(支払額) ÷ 2 + 7,500円
	40,001円～70,000円	(支払額) ÷ 4 + 17,500円
	70,001円以上	35,000円

※「新契約」(一般分、個人年金分、介護医療分)に加入している場合は、表3で計算した控除額(合計適用限度額70,000円)

※「旧契約」(一般分、個人年金分)に加入している場合は、表4で計算した控除額の合計額(合計適用限度額70,000円)

※一般分・個人年金分それぞれの種類において「新契約」と「旧契約」の両方に加入している場合は、次の①②③で計算した控除額で一番大きい控除額

① 「新契約」[表3で計算した控除額] ② 「旧契約」[表4で計算した控除額] ③ ①と②の合計額(適用限度額28,000円)

表5 地震保険料控除の計算式

種類	支払保険料	控除額
地震保険料	50,000円以下	(支払額) ÷ 2
	50,001円以上	25,000円

種類	支払保険料	控除額
旧長期損害保険料	5,000円以下	支払額全額
	5,001円～15,000円	(支払額) ÷ 2 + 2,500円
	15,001円以上	10,000円

※地震保険料、旧長期損害保険料の両方がある方は、上表により個別に計算し、その合計額を控除額とします(限度額25,000円)。

表6 配偶者控除・扶養控除

種類	区分	納税者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与収入金額)		
		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超950万円以下 (1,095万円超1,145万円以下)	950万円超1,195万円以下 (1,145万円超1,195万円以下)
		控除額		
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人(生年月日が昭和30.1.1以前生まれの配偶者)	38万円	26万円	13万円
扶養控除	一般(昭和30.1.2～平成14.1.1生まれ及び平成18.1.2～平成21.1.1生まれの方)	33万円		
	特定(平成14.1.2～平成18.1.1生まれの方)	45万円		
	老人(昭和30.1.1以前生まれの方)	38万円		
	同居老親(同居している直系尊属で老人扶養の対象になる方)	45万円		

※平成21.1.2以後に生まれた(16歳未満)の方は、扶養控除の対象にはなりません。

※所得金額調整控除の適用がある場合は、括弧内の各金額に15万円を加算

表 7 配偶者特別控除

種類	配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額 (給与と所得だけの場合の給与収入金額)			【参考】 配偶者の収入が、給与だけの 場合の配偶者の給与収入金額
		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)	
		控除額			
配偶者 特別控除	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	1,030,000円超1,550,000円以下
	100万円超105万円以下	31万円	21万円		1,550,000円超1,600,000円以下
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超1,667,999円以下
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超1,751,999円以下
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超1,831,999円以下
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超1,903,999円以下
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超1,971,999円以下
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超2,015,999円以下

※所得金額調整控除の適用がある場合は、括弧内の各給与収入金額に15万円を加算

表 8 寡婦控除・ひとり親控除の判定要件

共通要件：前年の合計所得が500万円以下で、婚姻または事実婚をしていないこと。

納税者性別	婚姻歴	扶養・生計要件	判定	控除額
女性	離別	扶養親族(子以外)あり	寡婦	26万円
	死別又は生死不明	なし		
女性 男性	離別・死別又は生死不明 未婚	生計を一にする子あり*	ひとり親	30万円

* 子の前年の総所得金額等が48万円以下である場合（他の納税者の扶養親族・同一生計配偶者である子は除きます。）

表 9 基礎控除

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

③ 税率

所得の種類により異なります。詳しくは課税課へお問い合わせください。（問い合わせ先は P. 6 をご覧ください）

- ◎総合課税分 特別区民税→6% 都民税→4%
◎分離課税分 特別区民税→2.4%～5.4% 都民税→1.6%～3.6%

④ 税額控除に関する資料

税額控除には以下の種類があり、特別区民税・都民税の所得割額が発生した場合に差し引かれます。

詳しくは課税課へお問い合わせください。（問い合わせ先は P. 6 をご覧ください）

- ①調整控除 ②配当控除 ③住宅借入金等特別税額控除
④寄附金税額控除 ⑤外国税額控除 ⑥配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除

⑤ 均等割額（4,000円）

- ・前年中に一定以上の所得がある場合、特別区民税3,000円、都民税1,000円が課税されます。
- ・世田谷区内に住所がない方でも、区内に事業所又は家屋敷がある場合は課税されます。

税額シミュレーションについて

世田谷区 税額シミュレーション



源泉徴収票の内容や所得、控除等を入力すると、ご自身の特別区民税・都民税を試算することができます。また、入力内容を白紙に印刷すると、特別区民税・都民税の申告書を作成できます。※印刷に使用する用紙はご自身でご用意ください。

税額・納税通知について

1 給与からの差引きの場合（特別徴収）

5月16日頃、勤務先を通じて、「給与所得等に係る特別区民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書」をお送りします。

2 個人で納付する場合（普通徴収）、公的年金からの差引きの場合

6月10日頃、「特別区民税・都民税・森林環境税 税額決定・納税通知書」をお送りします。

- ・配当割額又は株式等譲渡所得割額が還付になる場合には、別途、還付のお知らせをお送りします。
- ・普通徴収で非課税の場合、通知は送付されません。

※併用徴収

給与所得者で給与所得以外の所得（年金所得は除く）がある場合は、年間の税額を「特別徴収」と「普通徴収」の二通りの方法で納税していただく場合があります。

令和7年度 住民税の主な改正点

- 1 住宅借入金等特別税額控除の特例の拡充
- 2 同一生計配偶者に係る定額減税（令和7年度のみ適用）

